

新温泉町立温泉小学校 令和8年度 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）



1 基本方針

いじめはすべての児童に関係し、どの学校でも起こり得るものです。いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。温泉小学校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう家庭・地域・関係機関と連携協力の下、いじめを克服することを目指します。

2 いじめの定義

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省）

※相手が、「嫌だ」「悲しい」などと感じたら、それはいじめです。



3 いじめの具体例

○初期段階のいじめの具体例

- ・授業中に先生に指名されたが答えられないAさんに対し、Bさんが、「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

○好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例

- ・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言したつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ・入学試験が近いにもかかわらず、ゲームばかりしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高校に合格できないとゲームをやめるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

4 いじめの未然防止

「いじめ対応において一番大事なことは、いじめを起こさせないこと」という認識の下、未然防止に取り組みます。

○豊かな心の育成：全ての児童が参加・活躍できる授業づくり、生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進します。

○正しい理解：他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成します。

○仲間づくり：集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係作りを勧めます。

5 早期発見・早期対応

いじめを解消するためには、早期発見・早期対応が重要です。子どもの小さな変化を見逃さず、保護者・関係機関とも連携して組織的に対応します。

○対応能力の向上：教職員の人権感覚を磨き、児童を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上を図ります。

○実態把握：日常的な観察やアンケート調査により実態把握に努めます。

○相談しやすい環境：いじめを受けている児童や周囲の児童が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくりを進めます。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラル教育充実と教職員の指導力の向上を図り、スマホ等の使用ルールを作成するよう保護者に啓発します。
- ・使用に伴う危険性や健全な判断能力育成を図る責務等の周知を行います。

7 関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会等を開催し、犯罪行為は早期の相談・通報を行います。
- ・家庭の支援に向け、子ども家庭センターと連携します。
- ・相談窓口の周知や必要に応じて医療機関と連携をしていきます。

8 重大事態への対応

- ・しっかりと事実に向き合い、当該事案に対処するとともに、質問票の使用やその他の適切な方法により、事実関係を明確にし、同様な事態の発生防止を図るために調査します。
- ・重大事態の報告を町教育委員会にし、事態の把握、状況確認等を受け、調査・対応について協議します。

いじめ対応チーム

校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当学年担任

※必要に応じてSC・SSWなど

【相談窓口】温泉小学校 92-1092